

札幌夜景・夜間観光ガイドブック制作業務  
仕様書

## 目次

|   |                             |   |
|---|-----------------------------|---|
| 1 | 業務の名称 .....                 | 3 |
| 2 | 業務の目的 .....                 | 3 |
| 3 | 業務の内容 .....                 | 3 |
| 4 | 業務に関する指定 .....              | 3 |
|   | (1) 企画、編集 .....             | 3 |
|   | (2) 写真 .....                | 3 |
|   | (3) ページレイアウト・デザイン .....     | 3 |
|   | (3) 規格・構成 .....             | 4 |
|   | (4) 本業務の成果物等を活用した魅力発信 ..... | 4 |
|   | (5) 校正・確認、納品 .....          | 5 |
|   | (6) 成果物 .....               | 5 |
|   | (7) 成果物の納入場所 .....          | 5 |
|   | (8) 完了報告 .....              | 5 |
| 5 | 業務履行期間 .....                | 6 |
| 6 | 履行にあたっての注意事項 .....          | 6 |
|   | (1) 成果物の著作権 .....           | 6 |
|   | (2) 秘密の保持 .....             | 6 |
|   | (3) 環境への配慮 .....            | 6 |
| 7 | その他必要事項 .....               | 7 |

## 1 業務の名称

札幌夜景・夜間観光ガイドブック制作業務

## 2 業務の目的

札幌への誘客を促進するため、札幌の魅力の一つである夜景や夜間観光スポットのプロモーション素材（以下「素材」という。）を入手又は撮影し、その素材を使用して札幌夜景・夜間観光の魅力がインバウンドを含む観光客等に伝わるガイドブックを制作すること。

## 3 業務の内容

札幌夜景・夜間観光ガイドブックの制作に関する一連業務として、企画、写真の入手・撮影を含む情報収集、ページレイアウト・デザイン、記事作成を含む編集、翻訳、校正及びデータ作成を行うこと。また、本業務の成果物等を活用して、当該ガイドブック以外のツールによって、札幌夜景・夜間観光の魅力の発信をすること。

## 4 業務に関する指定

### (1) 企画、編集

本業務の目的を達成するために効果的な企画を作成するとともに、取材及び記事作成を含む編集を行うこと。

### (2) 写真

ア 札幌夜景・夜間観光の特長・魅力を最も効果的に訴求できるような画角・アングル・シチュエーション・天候等での素材を入手又は撮影すること（写真については、天候等の環境に左右されることが予想されることから、カメラマンのスケジュールを一定期間確保し、より良い条件で撮影できるよう調整すること。）。

イ 各夜景スポットの写真は、それぞれ5カット程度用意し、その中から選別したうえでガイドブックに掲載すること。

ウ 可能な限り直近の写真の入手又は撮影に努めること。

### (3) ページレイアウト・デザイン

ア 「サッポロスマイルロゴ」を配置すること。

※ 「サッポロスマイルロゴ」は以下ホームページからダウンロードすること。

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/citypromote/logo/>

※ ロゴの配置にあたっては「グラフィックマニュアル」を順守すること。

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/citypromote/partners/logo/index.html>

イ 札幌市から発行している「広報に関する色のガイドライン」を参照し、色彩に配慮すること。

※ 「広報に関する色のガイドライン」は以下のホームページを参照

<http://www.city.sapporo.jp/koho/color/>

ウ 詳細な内容は委託者と打合せのうえ決定すること。

### (3) 規格・構成

#### ア サイズ・紙質・ページ構成・仕上げ

市内観光案内所及び観光施設での配架並びに国内外旅行博での配布に活用され、インバウンドを含む観光客等が旅の前後で閲覧するものとして適切なものとする  
こと。

#### イ ページ数

24 ページ程度

#### ウ 色

オールカラー

#### エ 言語

日本語及び英語を必須とする。

#### オ その他

- ・ 規格・構成については、原則として、令和7年（2025年）1月上旬頃までに内容を確定し、委託者に報告してもらうことを想定している（詳細な日程については、委託者と協議の上、決定すること。）。
- ・ ホームページ等に掲載可能な電子用データを作成すること。

### (4) 本業務の成果物等を活用した魅力発信

本業務の成果物である写真については、一般社団法人札幌観光協会の運営ホームページ「ようこそ SAPPORO」に掲載されている「札幌夜景観光ガイド」や本市で行う各種プロモーションで利用できるものとする。

これに加えて、本業務で制作するガイドブック以外のツールで、効果的に札幌夜景・夜間観光の魅力を発信する取組を実施すること。

※ 「札幌夜景観光ガイド」は以下のホームページを参照

<https://www.sapporo.travel/night-view-guide/>

(5) 校正・確認、納品

ア 文字校正は原則 3 回行うものとする。

イ 外国語表記にあたっては、札幌市が定める「外国語表記ガイドライン」などに準拠することとし、必ずネイティブチェックすること。

※ 「外国語表記ガイドライン」は以下のホームページを参照

<https://www.city.sapporo.jp/kokusai/publications.html#gaidorain>

ウ 簡易色校正を原則 1 回行うものとする。

エ ア、イ及びウに関わらず、校正作業は委託者が校了と判断するまで行うものとする。

(6) 成果物

ア ガイドブック（WEB 掲載用 PDF データ）

各言語 1 部（CD-R 又は DVD-R）

イ ガイドブック（Adobe Illustrator データ ※再編集可能なデータ）

各言語 1 部（CD-R 又は DVD-R）

ウ 写真

本業務において入手又は撮影したものすべてについて、次のいずれかの形式で納品すること（CD-R 又は DVD-R）

- ・ TIFF 形式（解像度：350dpi 以上、画素数：印刷に耐えうる画質）
- ・ JPEG 形式（ファイルサイズを 4 MG 以内に圧縮したもの。）

(7) 成果物の納入場所

札幌市経済観光観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課

(8) 完了報告

役務の終了後、速やかに本市指定の完了届を提出すること。

## 5 業務履行期間

契約締結日から令和7年（2025年）2月14日（金曜日）まで

## 6 履行にあたっての注意事項

### (1) 成果物の著作権

ア 受託者は委託者に対し、当該事業の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を無償で譲渡するものとする。

また、委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。

イ 受託者は、成果物に関する著作人格権を、委託者又は受託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

ウ 受託者は委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。

エ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

### (2) 秘密の保持

本業務の遂行にあたり知り得た個人情報を含む全ての情報については、本契約の履行期間及び履行後においては第三者に漏らしてはならない。

また、秘密保持については、従業員その他関係者への徹底を行うこと。

### (3) 環境への配慮

業務の実施に当たっては、可能な限り環境配慮に努めること。

ア 本業務においては、環境関連法令等を遵守するとともに、本市の環境マネジメントシステムに準じ環境負荷低減に努めること。

イ 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

ウ ごみ減量及びリサイクルに努めること。

エ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

オ 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

カ 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

## 7 その他必要事項

(1) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議のうえ処理すること。

(2) 本業務の遂行にあたっては、十分な連絡を取るとともに、必要に応じて打合せを行うこと。

(3) 受託者は、成果物の運用・管理業務の履行に関して必要な引継ぎに協力すること。

(4) 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(5) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。

ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。